

仕 様 書			
件名	部外技能訓練 (ドローン操縦士)	仕様書番号	
		作成年月日	令和3年7月 日
		作成部隊等名	西部方面総監部 人事部援護業務課

1 総 則

この仕様書は、陸上自衛隊西部方面隊が退職予定自衛官に対し、令和3年度に実施する部外技能訓練（ドローン操縦士）について適用する。

2 部外技能訓練の要件

- (1) 無人航空機を飛行させる者の能力等に関する基準があり、国土交通省に無人航空機の許可承認を申請する際に、添付できる技能証明を発行できる団体等による講習とし、以下に示す事項を含む技能及び知識を修得させるものとする。

- ア 人又は家屋の密集している地域の上空
- イ 人又は物件と30mの距離が確保できない飛行
- ウ 進入表面等の上空の空域
- エ 地表又は水面から150m以上の高さの空域
- オ 催し場所上空の飛行
- カ 夜間飛行

- (2) 細部の課目構成、順次、配分時間、講習の方式、講習で使用するテキスト及び機体に関する資料、講師の認定資格を証する書面等を契約相手方の計画により入札日の3日前までに書面にて提出（様式随意）し、自衛隊側の承認を得るものとする。

3 講習に関する要求

- (1) 講習期間等（基準）

- ア 令和3年8月16日（月）から令和4年3月31日（木）までの間とし、細部については自衛隊側との調整によるものとする。
- イ 受講予定者の分割での受講を可とするが、1回の講習期間を3日間以上（基準）とする。

- (2) 講習場所

- ア 契約相手方が選定する九州、沖縄地域（熊本県内を基準）の講習施設とし、雨天を除き原則屋外とする。
- イ 細部については自衛隊側との調整によるものとする。

(3) 受講予定人員

定年制隊員15名

所属等は、別紙第1による。なお、契約後に受講予定者の変更が生じた場合は、自衛隊側から通知するものとする。この際、人員の変更について容易に調整できるものとする。

(4) 講習内容

ア 国土交通省の「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」に記載のある、10時間以上の飛行訓練、航空法関係法令に関する知識、安全飛行に関する知識を満たす内容とする。

イ 実技については、受講者がドローンを飛行させる際、常時講師が操縦に介入できる機能（危険回避機能）を有する200g以上の実機を使用して、努めて屋外において実施することとし、シュミレーターやホビー用途のドローンの使用は不可とする。

(5) 講習場所への移動

契約相手方が準備する手段による送迎を実施することとする。

(6) 講習のための費用

統一単価を設定し、これに講習費、教材費、事務手続費、講習間の食費及び講習場所への移動に係る費用を含めるものとする。

(7) 受講日の振り替え及び時間の変更

事情により連続する期間の受講ができなくなった場合は、振替日を設定し受講できるものとする。また、予定した受講時間に受講することができない事情が生じた場合、受講時間の変更について容易に調整できるものとする。

（事情：健康状態等、本人に起因するもの、部隊業務に起因するもの等をいう。）

(8) その他

ア 危険負担

受託業務実施間における責任は、原則として契約相手方が負う。

イ 安全管理

契約相手方は安全管理を万全にし、適時適切な指導及び監督を実施する。

ウ 契約期間の満了

契約期間が満了したときは、「講習終了通知（様式：別紙第2参照）」を西部方面総監部人事部援護業務課援護教育センターに提出するものとする。

エ 新型コロナウイルス感染症対策

(ア) 1回の受講者数を6名までとし、講習は、適切な距離を保てる場所において実施するものとする。

(イ) 講習場所には消毒液、マスク等を準備するとともに、飛沫防止のパネルを設置して、感染及び感染拡大を未然に防止するものとする。

4 検査等

この仕様書によるほか、契約担当官の任命する検査官が実施する。

5 保 全

契約相手方は、契約の履行に際し知り得た部隊等の情報、隊員の個人情報等を本講習のみに使用するものとし、他の者に開示、漏洩してはならない。

これらは本契約を終了した後も同様とする。

6 その他

(1) 契約相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、自衛隊側と協議するものとする。

(2) 調整先

〒862-0901

熊本県熊本市東区東町1丁目1番1号 陸上自衛隊健軍駐屯地

西部方面総監部人事部援護業務課 再就職教育支援専門官

096-368-5111 (内線 2838)